

平成 27 年度 第 2 回こうち男女共同参画会議議事録（要旨）

日時：平成 27 年 12 月 2 日（水）午前 10 時～12 時

場所：高知県立文学館 1 階 ホール

出席：筒井(早)委員、南委員、佐々木委員、松尾委員、筒井(敬)員、黒川委員、山本委員、福島委員

議題：次第参照

1) こうち男女共同参画プランの進捗状況について

事務局 資料 1 により説明

委員 混合名簿の実施率について、高知市は 100%であると思うが、子供の数も一番多いので良かったと考えている。実施率 0%の市町村もあるのではないかと。市町村別の状況がわかれば教えて欲しい。

事務局 確認をして回答をする。

2) 第 2 次高知県 DV 被害者支援計画の進捗状況について

事務局 資料 2 により説明

委員 警察の件数は、データとしては把握してないとのことだが、感覚として多いのか。

事務局 警察の相談のデータは取っていないが、日々警察からも相談はある。件数でいうと、DV に関するものは 1 日当たりで 1～2 件、ではないだろうか。

事務局 今回、警察への相談件数はお示しできていないが、5つのブロックに分けて担当者会を行っている。警察・市町村の担当者も出席している。今後は、警察、市町村の数もできるだけ把握して、ご報告できるようにする。

委員 女性相談支援センターに相談に来るのは、女性が男性からDVを受けたからだと思うが、民間シェルターや男女共同参画センター ソーレでは男性が女性からDVを受けることについての相談もあるのだろうか。

事務局 男性からの相談については、男性相談として月に 3 回実施している。自分がDVをしているのではないかと等の相談がある。中には、近所の男性からDV被害を受けているのではないかとという相談もあり、緊急性のあるものは、女性相談支援センターと連携して対応している。

会長 男性被害者の相談についてという質問だったが。

事務局 男性相談の中で、妻からDV被害を受けたことの相談は、過去にはあったが、件数は多くはない。

事務局 男性からのDV相談では、暴力を受けて、男性が保護されるケースについては今年はない。年間で 1 件あるかないかという状況。聞くと、男性が保護される場合は暴力がひどい状況である（男性は我慢する）。

委員 一般的に女性が男性配偶者からDV被害を受けることは浸透している。男性に聞くと、家庭の中で妻からDVを受けている場合にどこに行けばよいのか思いつかないみたいである。一般的な感覚で女性が被害者であるということが考えられる。今後、男性が被害にあうことが散見されたらネーミングの変更も必要になるのではないか。

事務局 女性相談支援センターの場合、配偶者暴力支援センターという機能もある。特に配偶者に対しての暴力の相談を受けている。男性が暴力を受けているという相談はあまりない（月に1回程度）ので、相談があった場合は、女性相談支援センターからソーレを紹介してそちらで対応してもらっている。

会長 DVでは、暴力になる前に、無視されたり、粗大ごみ扱いにされたり、色々と社会現象として言われている現象があり、それに対し、男性は我慢している状況があり、居場所がないという状況があるのではないだろうか。女性の場合はネグレクトなど、言葉によるものも暴力と受け止められている。男性は言葉で罵られてもそれを受けてもDVと意識してないことがありうるのではないか。新しい一つの見解ではないだろうか。

事務局 配偶者相談支援センターとわかりやすく、周知できるように検討する。

委員 同伴者についてのことであるが、先日、日本女性会議のDVの会で聞いたが、いま全国的に大きな問題となってきたのが、同伴者として書かれていない子供の対応が論議されていた。特に一時保護は、女性相談支援センターはデータで見ると、ほとんどの方が誰かを連れてきている数と思うが、子供に関する対応については、子供自身も被害者としても捉えられていないし、子供自身が殴られない為に父側に立ってしまったり、母を守ろうとして子供自身が殴られたり、複雑な経緯を持っている子供たちへのケアはどうか。

事務局 子供連れの被害者については、保育園児・小学生が多い。子供のケアについては、児童相談所の方がふさわしいケースであれば、児童相談所に連絡してどのように対応するか協議している。その他の場合は、学校に連絡している。先程説明のあった、期間の2週間というのは、入所してから、保護命令が出るのに2週間くらい要するので目安となっている。場合によるが2~3日が出ることが多い(学校に行けないと訴えがある場合など)。女性相談支援センターにいる期間が長い場合は、学校関係者・児童相談所関係者に女性相談支援センターに来てもらい、今後の対応を協議している。

会長 子供がDV被害を受けた場合、母がDVを受けているのを見た場合の、子供の心のケアはどうなっているか。

事務局 心理判定員（心理対応職員）が居るので、入所中は対応している。

委員 子供の年齢が高い場合（中高生）は、その後大人になった場合に再びDV被害者になるというデータも示されたが、そのあたりの対応はどうか。また、子供として同伴できるのか。

事務局 女性の場合は、高校生であれば入れる。男性の場合は、基本的には民間シェルターに入所してもらっている。

事務局 子供へのケアは非常に重要であると思う。さまざまところに協力いただきながら進めていく。学校に行くようになれば、スクールソーシャルワーカーが心理的に対応するが、センターにいる場合は心理判定員が対応する。手薄にならないようにどのようなフォローが必要か検討すべきで、十分できてはいないが、今の体制で頑張っている。

女性相談支援センターで受け入れできず民間シェルターに依頼する場合がある。例としては、一時保護所の場所が知られていたり（安全の確保ができない）、子供が中学生以上の男子の場合、満室の場合、一時保護者が男性の場合（他の入居者との兼ね合い）などである。

会長 民間にできて、公的にできないことがあるのか。

事務局 女性相談支援センターは女性の入居者が居て、男性被害者が入居の場合、同じ場所で生活するのはどうかという配慮から、民間に対応してもらっている。民間はいくつかのアパートを借りているので、対応はできる。

会長 子供が男の子の場合はどうなるのか

事務局 基本的には、男の子が中学生以上の場合、母と一緒に民間シェルターに入ってもらおう。昨年の事例では、母と子（男・女）の事例があったが、男の子だけは民間シェルターに入居してもらった。

委員 中学生は一緒にいられるのか。

事務局 男の子の場合は、小学生までである。

委員 民間シェルターはどのくらいの数があるのか。

事務局 今回の報告は1つの団体が運営している民間シェルターの相談件数である。高知市内にも複数のアパートを借りており（6か所）、シェルターとして運営していただいている。DVに特化したシェルターではないが、事例が発生した場合に対応してもらえる社会福祉法人の施設もいくつかはある。

委員 東部の方にはシェルターはあるのか。西部についても知りたい。

事務局 東部の方には今はない。西部の方は社会福祉法人にお願いをしている。

3) こうち男女共同参画プラン素案について

事務局 資料3により説明

委員 (資料3) 目標値について、男女共同参画計画策定市町村の自治体の割合が、H26実績で半分であるが、今後どのような方法で進めていくのか聞きたい。

事務局 市町村の計画が進まない要因は、できていない町村については専門の部署がない。福祉や人権の部署が担当しており、課の主業務でないため、体制としても計画策定がなかなか実施できないとの声も聞く。今回、新法の関係で、市町村も女性の活躍についての計画を、努力義務ではあるが策定しなければならない。従い、男女共同参画計画だけでなく、女性の活躍についての計画も作らなければならないことは、市町村に対してアナウンスをしている。新法でも計画策定があることを踏まえて、市町村に働きかけていきたいと考えている。

委員 (プラン素案) 11Pの取組の方法について、「市町村における男女共同参画計画の策定が進むことは、県全体における男女平等が進むことにつながることから」とあるが、単に計画が策定しただけで、男女共同参画が進むと書いて良いものか。目標値も市町村の割合を上げていくことは前からあったが、意識を変えることにどのくらいの効果があるのか。やはり、計画が浸透していくことが非常に大事ではないか。書きぶりをみれば策定さえすれば良いとも読み取れるので、書きぶりを検討してはどうか。

事務局 書きぶりについては検討をする。事務局の考えとしては、計画策定がされたら、定期的に住民の皆様からの意見交換をする場などを通じ、進捗管理をしていくことになるので、そういった場から男女共同参画が浸透していけば良いと考える。

委員 (プラン素案) 5ページの(2)テーマ2場をひろげるの【課題】に「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」とあるが、県職員の管理職員に占める女性の割合を目標値に掲げて欲しい。この項目は、ずっとモニタリング指標できているが、やはり県が推進して女性の参画を進めていくべきだと思う。審議会の男女構成比も勿論大事であるが、県職員のなかで、2020年までに30%は難しいとは思いますが、今のまま進捗したら、31年に10%に届くか届かないかのレベルではどうかと思う。やはり、是非目標に掲げて、個人的にはせめて15%を達成できるように取組んでこそ、高知県ではないかと思う。

事務局 事業主行動計画があり、国の方でもガイドラインが示された。指摘のとおり女性の管理職の数値は一つの指針となる数値であり、重要であることは承知している。30%ということもあるが、女性が活躍できる仕事だけではなく、生活、ワーク・ライフ・バランスの関係なども加味しながら、本県としてより実効のある目標値を設定したい。したがって、目標値のところの県庁の事業主行動計画における目標値も調整中としており、ここに入る数値を検討していきたい。

委員 実効性のある数字は、努力しなくても達成できる数字でないことを願う。

事務局 そのような数値に見えないものを設定したい。また、一般企業の事業主行動計画、県としては率先する立場も求められているので、県が姿勢を示せるような数値にしたい。

事務局 国から定められている事業主行動計画の数値の例のなかにも、女性の採用者比率、女性管理職登用比率等も掲げられている。

会長 知事部局だけでもよいが、女性が働いている割合はどれくらいか？

事務局 現在は3割強である。50代位の職員は少ないが、H26・27年度の新規採用は、女性が半分を超えており、入ってきている職員は増えている。

会長 入口のところで増加があるのは良いことである。企業ではM字カーブになることもあるが、県庁では途中退職はないか。

事務局 県庁では、あまり途中退職はない。

委員 (資料3) 目標値のところ、環境を整えるについて、県職員の配偶者の出産休暇、男性職員の育児参加休暇の目標値について、1日以上取得100%とあるが、100%にするために、1日以上としているのか？考えを聞きたい。1日ぐらいなら取れると思えば、目標としては少ないのではないか。

事務局 出産休暇については、目標値については、27年3月に次世代育成の関連で、高知県職員子育てサポートプランに基づいて計画策定した数値である。配偶者の出産休暇は3日を最大としてとれるものである。現在の取得は8割～9割程度で推移をしている。状況に応じて取得可能な範囲で取ってほしいと考えており、1日以上に重きを置いているわけではない。

委員 県内の民間企業で、配偶者のための出産休暇を就業規則等で定めているところで、1日というのはないのではないかと、参考にして欲しい。31年度までの目標値として掲げるのであれば、あまりにも少ないのではないだろうか。目標値として掲げるのであれば、最大の取得日数の3日を掲げてよいのではないだろうか。

妻が出産する場合に、夫が休暇を取ってくれることはすごく助かる。私も1週間位はとってもらったと記憶している。手続きや、授乳の手助けなどですごく助かったと記憶している。

事務局 民間の配偶者出産休暇の状況については持ち合わせていないが、公務員の休暇制度については民間の状況を確認して、それを踏まえて、公務員にも適当ではないかということで、国では人事院、県では人事委員会からの勧告がある制度となっており、民間と比較しても平均的な数字ではないかと考える。

1日以上という記載については、子育てサポートプランでは取得率100%を目標としている。1日以上で最大3日とれるのであるから、状況に応じて子育て支援の観点、ワーク・ライフ・バランスの観点からも取得を総務部としても、すすめていきたいと考えている。

委員 (資料3) 目標値の環境を整えるの子育てサポートプラン等で定めた目標値の記載で、県職員の男性職員の育児参加休暇とあるが記載が気になる。育児は基本的に女性が主にして、男性は育児に参加するという意味にならないか。これは育児休暇ではだめなのか。

育児休暇の1日は少ないが、育児するのに1日であれば、通常の日曜と変わらない。

委員 同じ所で、育児短時間勤務の希望する全員とは女性対象か？また、配偶者の出産休暇、育児参加休暇は男性が対象になるのでしょうか？

事務局 人事委員会規則に特別休暇が定められており、育児に参加するというような表現であったと思う。表現が適切かどうかについても問題もあるが、行政管理課からも説明があったが、国の書きぶりに準拠して記載している。経緯は国の表現に準拠している。一般的に聞いた時に、第三者的なニュアンスがあるかもしれない。

委員 記載を変更することはできないか。

事務局 検討する問題ではあるが、国の規定に準拠して記載していると思うので、教育委員会だけではお答えできない。

会長 人事院が決めていないイクメンを取組もうとしている高知県が、男性が育児は参加だけでいいという表現はどうかと思う。

事務局 参加という意味がいろんな受け止め方があると思う。一步引いていると受け止める方もいると考える。この意味合いは、男性も一緒に育児をするということで規定をしたと考える。

会長 男女で区別して、用語を使い分けると問題であるのではないか。育児は男女でやることに反するものではないだろうか。

事務局 休暇の名前については、人事院なりの記載に準拠するものが基本であると思う。ただ、目標値に記載する際に表現を変えることができるかを総務部、教育委員会と協議をしてみる。誤解のない表現ができるのであれば、対応したい。

会長 核家族で出産していて、すでに子育てをしている場合(第2子以降)に、出産を手助けする父親が1日~3日しか休まないというのは少なすぎではないか。祖父母や他人からの手助けは受けていると思うが、当事者としての3日は少なすぎだと思う。法律的にはそうであっても、県庁から拡大していけば、当たり前の文化が育っていくのでないか。子供の数を増やせと言っている時期に、第1子もそうであるが、第2子第3子の時も検討できないものだろうか。

委員 (プラン素案P61) 意識を変えるのPTA役員について、教育の場でPTAの方からすると、PTA役員の女性の数も増えつつあるので意識が変わっているかなと思う。ただ、様々な場での意識、職場や家庭では男女差があると思う。県民意識調査について(プラン素案P21)、2,000人の対象についての詳細はあるか。

事務局 2,000人については、回答数が1,015人。対象としての属性ですが、男性47.1%、女性52.1%。年代別は様々で、一番多いのが60代23%、一番少ないのが20代11%。職業も様々で農林業から学生まで、様々である。配偶者の有7割、無3割である。

委員 2,000人という数が多いのか、人口から考えるともう少し多いほうが良いのではないかと。それと、職場の経営者層の意識改革をするのも良いのではないだろうか。男女の賃金差等も考えられるので、企業側への調査をするなど、もう少し細かく調査をしたらよいと考える。

事務局 企業の方へ調査をしたら良いのではというご意見がありましたが、県では昨年度から、経営者層を対象としたトップセミナーとして、意識啓発や登用への取組を実施している。セミナーの時には意識調査とは違いはあるが、アンケートを実施している。今年度は、経営者層だけではなく、働く側の身近な中間管理職を対象としたセミナー、女性活躍応援塾とした女性を対象としたセミナーを実施している。

委員 場を広げるの、県の審議会等の委員の男女構成比は、平成31年度には均衡に持っていくようになっており、H26からは下がっていることもあり、ハードルが高いと思うが、高知市など他の自治体で飛躍的に伸ばしている事例とかはないものか。

事務局 審議会の委員の構成比については、先進的な事例は聞いたことがない。前回の時にもお話をさせていただいたが、団体に推薦依頼をしたときに、どうしても役職がトップの方の推薦となり、男性が多くなる。委員の皆さまからも、女性がいる団体を入れるなどの提案もいただいている。当課でも、県庁内の関係する審議会の委員の名簿で、女性で活躍されている方を、各関係課の方にも案内し、40%以上にできない場合は、このような委員さんがいますよとアナウンスしている。

女性の多い団体でなく、団体でも役職にこだわらず、例えば会長が男性で、副会長が女性の場合だったら推薦を依頼するなど、団体の意思を反映できるある程度の立場にいる女性をとということが正しいと考えている。恣意的に女性を入れるということでは、方向が違ってくると思う。

委員 会長にこだわらず、副会長でも、他の役職でも、もう少し広げて、団体の代表として責任ある立場の方にでいただくようにすれば女性も含まれてくると思う。県の公職になれるような方を、色々なところで育てていくことも重要である。そうすれば裾野も広がり、女性の割合も高くなるのではないかと。

会長 両方正しいと思う。私が、国の審議会の委員をしていた経験では、日本看護協会の会長だったからである。日本看護協会はそれまでは厚労省関係の審議会にはほとんど入れていなかった。

厚労省の審議会も女性を登用しなければならなくなり、医師会はほとんど男性であるので、女医の組織を入れたり、看護協会をいれたりした。看護師は重要な会議には出なくてよいという姿勢が変わってきて、女性が多い看護協会が審議会の発言を認められるようになっていった経緯もある。

各組織のなかで女性の役員割合が増えることは勿論であるが、同時に今までは入れなかった団体、たとえば、防災会議にも高知県看護協会が入った。看護協会は今後男性が会長になるかもしれないが、ひとつの手がかりになるのではないだろうか。女性の団体に注目して、女性の団体からあげていくことで見え方が違っていくこともあるのではないだろうか。女性の登用は難しいと思う。なぜ北欧にできて日本にできないのかと考える。

以上